

(参考)消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(4月分～6月分)

2016/6/30現在

平成28年4月1日～平成28年6月30日

[参考送付]: 発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

< 取引・契約関係: 11件 >

受付月日	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月1日	電子マネーに関する資金決済法の改正等を求める意見書	関東弁護士連合会 理事長 藤田 善六	1. 電子マネー発行業者に対する加盟店管理義務を徹底させるために、資金決済法を改正し、加盟店契約時における審査、加盟店契約締結後の随時審査、苦情発生時の調査・対応をすべき義務及びその具体的内容について明文化すること。 2. 電子マネーのID番号等を詐取される被害を防止すべく、資金決済法を改正し、電子マネーの権利(ID番号等)の業としての転売等の禁止等の措置をすること。少なくとも、同法ないし古物営業法を改正し、業として転売等を行う事業者に対して、登録・許可制度を設け、買取時の本人確認義務及び疑わしい取引の申告義務について明文化すること。
4月1日	内閣府消費者委員会の特定商取引法の規律の在り方についての答申に関する理事長声明	関東弁護士連合会 理事長 藤田 善六	特定商取引法専門調査会報告書において措置すべきと指摘された事項については、特定商取引法の規律の在り方についての答申のとおり、迅速かつ確実に所定の措置を講じるべきであるが、それだけでなく、報告書において見送られた事項についても、できるだけ早い時期に実効性ある法制度の確立に向けた検討が再開されるべきであり、さらに「Do-Not-Call制度」、「Do-Not-Knock制度」の早期の法制度確立を強く求める。
4月26日	消費者契約法改正についての意見書	岡山弁護士会 会長 水田 美由紀	消費者契約法の一部を改正する法律案及び今後さらに検討が予定されている消費者契約法の改正について、 ・消費者の努力義務を削除すべき ・「勧誘」要件について不特定の者に向けた広告等であっても誤認取消しができることを明文化すべき ・断定的判断の提供を「財産上の利得に影響するもの」に限定されないことを明文化すべき 等(計12項目)の意見を申し述べる。
5月27日	民法上の成年年齢を18歳に引き下げることに反対する意見書	宮崎県弁護士会 会長 大迫 敏輝	民法の成年年齢を引き下げるとは、未成年者取消権を行使できなくなることを意味し、個別の消費者被害からの救済を実現できなくなるのみならず、消費者被害予防の後退につながるほか、他の法令の成年年齢の安易な引下げを助長しかねないなど様々な問題があるので、民法の成年年齢の引下げに反対。
5月30日	「消費者契約法の一部を改正する法律」の成立に関する会長声明	京都弁護士会 会長 浜垣 真也	「消費者契約法の一部を改正する法律」が成立したことは評価できる。しかし、今後の検討課題と位置づけられた諸項目について対応を先延ばしすることは許されない。3年以内に必要な措置を講ずることができるよう、内閣府消費者委員会において、直ちにあるべき法改正の内容の検討が開始されるべきであり、PIO-NET情報に信頼性があることを前提に立法事実を検証し、消費者被害の予防・救済に資する法制度を積極的に提言すべきである。

5月30日	「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」の成立に関する会長声明	京都弁護士会 会長 浜垣 真也	「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」の内容は消費者保護の見地から評価できる。今後、内閣府消費者委員会の答申に基づき政省令改正を確実にを行うことを求める。また、高齢者の消費者被害の予防などにつき、今回の改正によっても更なる法改正をすべき必要性が高い。
5月31日	特定商取引法改正に対する私たちの意見	不招請勧誘規制を求める関西連絡会 世話人 国府 泰道	「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」が成立したことは一步前進と言える。しかし、今回の改正は決して十分なものとはいえず、とりわけ勧誘規制について法改正が見送られたことは遺憾である。今回の改正では十分に効果が得られていないと認められるときは、速やかに事前拒否者への勧誘禁止制度の導入を検討すべきである。
5月31日	消費者契約法の改正に関する私たちの意見	消費者契約法改正を実現する連絡会 世話人 弁護士 野々山 宏	・「消費者契約法の一部を改正する法律」については評価できる。もっとも、今後の検討課題とされた諸項目についても、改正が必要であり対応を先延ばしすることは許されない。今回改正されなかった項目について、直ちに検討を開始することを要請する。 ・消費者庁、消費者委員会、国民生活センターを地方移転の対象から外すべきである。
6月1日	電子マネーに関する資金決済法改正等を求める意見書	京都弁護士会 会長 浜垣 真也	1. 電子マネー発行業者に対する加盟店管理義務を徹底させるために、資金決済法を改正し、加盟店契約時における審査、加盟店契約締結後の随時審査、苦情発生時の調査・対応をすべき義務について明文化すること。 2. 電子マネーのID番号等を詐取される被害を防止すべく、資金決済法を改正し、電子マネーの権利(ID番号等)の業としての転売等の禁止等の措置をすべきこと。少なくとも、同法ないし古物営業法を改正し、業として電子マネーの買取を行う事業者に対して、登録・許可制度、買取時の本人確認義務及び一定額を超える取引について疑わしい取引として警察官に申告する義務を明文化すること。
6月22日	「消費者契約法の一部を改正する法律」に対する意見	特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク 理事長 高嶋 英弘	・「消費者契約法の一部を改正する法律」については評価できる。もっとも、今後の検討課題とされた諸項目についても、改正が必要である。内閣府消費者委員会において、直ちにあるべき法改正の内容の検討が開始されるべきであり、消費者被害の予防・救済に資する法制度を積極的に提言すべきである。 ・消費者庁、消費者委員会、国民生活センターを地方移転の対象から外すべきである。
6月22日	「特定商取引法の一部を改正する法律」に対する意見	特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク 理事長 高嶋 英弘	・「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」の改正点は消費者保護の見地から評価できる。今後、金融機関等への虚偽申告を唆す行為を指示対象行為とすること等政省令改正を行うことを求める。事前拒否者への勧誘禁止制度の導入等について速やかに法改正を検討すべきである。

< 公益通報者保護制度:1件 >

受付月日	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月1日	公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会第1次報告書に関する理事長声明	関東弁護士連合会 理事長 藤田 善六	<ul style="list-style-type: none"> ・行政通報窓口として、各府省庁のほか消費者庁にも通報受付窓口を設置し、消費者庁が受理した通報を調査・処分権限等を有する各府省庁に振り分け、各府省庁での通報事案の調査・対応状況を確認し、適切な通報対応を促す仕組み、消費者庁が通報事案の調査を実施する仕組みを作ることなどを具体的に検討するという点は、当連合会の意見書で要望した内容に沿うものであり評価できる。 ・被通報事業者が不利益取扱いの禁止規定に違反した場合に行政措置を導入することとしている点も当連合会意見書の趣旨に沿うものであり評価できる。 ・当連合会意見書が要求している、公益通報者が行った資料の収集行為に対する民事責任及び刑事責任の免除や、「その他の外部機関への通報」の要件の緩和等は、その必要性について一定の理解が示されているものの、引き続き検討することとされている。公益通報者を徹底して保護するとともに、通報者に通報先の選択の幅を広げることで、内部通報制度の充実もより促進されと考えられることから、制度の実効性の担保のため法改正すべきである。

< 食品表示関係:1件 >

受付月日	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月26日	「健康食品の表示・広告の適正化に向けた対応策と、特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」についての要望	食品表示を考える市民ネットワーク 代表 神山美智子	<ul style="list-style-type: none"> H28.4.12発出の特保建議に対し以下の対応を求める。 ・特保制度に対し、再審査制よりも更新制の導入をすべき ・「体験談」表示を禁止すべき ・違反要件「著しい」の削除を早急に対応すべき事案とするべき ・特保だけでなく保健機能食品制度全般の検討を求める ・「申出制度」に「スーパーコンプレインツ制度」の早期導入を求める

< 消費者安全関係:2件 >

受付月日	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月13日	B型肝炎ワクチンの定期接種化等に関する意見書【参考送付】	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	厚生労働大臣に対して、B型肝炎ワクチンの定期接種化等に関する意見募集に関して、以下の意見を述べる ことについて、消費者委員会に参考として知らせるもの。 ・B型肝炎ワクチンの定期接種化は実施すべきではない。 ・B型肝炎ワクチン及びB型肝炎ワクチンの更なる調査が必要。 ・国はB型肝炎ワクチン及びB型肝炎ワクチンについての正確な情報を提供すること。
5月13日	化血研による不正製造問題に関する要望書【参考送付】	薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣	厚生労働大臣に対して、一般社団法人化学及血清療法研究所(以下、「化血研」)による不正製造問題に 関連し、以下の要望を行うことについて、消費者委員会に参考として知らせるもの。 ・化血研の不正製造及び虚偽報告に関与した者及び化血研の両者に対して早急に刑事告発を行うこと ・公益通報制度がより利用しやすくなるよう、公益通報者保護制度の更なる周知啓発を行うとともに、所轄の 行政機関以外の第三者機関における通報受理と同機関における調査権限の確立などの制度改善を行うこと ・化血研に対する規制当局の立入検査方法の適否について検証を行った上で抜本的な制度の見直しを行う こと ・業務停止処分期間中の出荷停止対象外製品について、真に対象外とする必要があるか厳しく判断すると 同時に、当該医薬品出荷による利益を吐き出させるための必要な法整備を行うこと

< その他:2件 >

受付月日	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月5日	消費者庁等の地方移転に関する「基本方針」に強く反対します	適格消費者団体 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本 誠司	消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの徳島移転については、ICTの活用等による試行等を行い、移 転に向けて8月末までに結論を得ることを目指すとされているが、政府全体の消費者行政を推進する司令塔 機能を果たすべきことを無視した愚行であり、強く反対。試行するまでもなく、速やかに地方移転の対象から 外すことを求める。
4月11日	消費者庁、国民生活センターおよび消費者委員会の地方移転に反対する意見書	姫路先物証券取引被害研究会 代表幹事 弁護士 山田 直樹	消費者庁(消費者委員会)及び国民生活センターが地方へ移転すれば、消費者行政の機能は壊滅し、先物 取引被害をはじめとする投資被害の拡大を招くことは必至であり、地方移転について強く反対する。